

令和7年第8回教育委員会定例会次第

開催日時 令和7年8月20日（水）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議 題

- (1) 議案に対する意見について
- (2) 春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則について
- (3) 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について
- (4) 全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて
- (5) 教職員等の処分について

2 報 告

- (1) 学校の適正規模等に関するアンケート結果について

議題1 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるもの。

7 春総第80061号

令和7年8月13日

春日井市教育委員会 様

春日井市長 石 黒 直 樹

議案に対する意見について

令和7年第4回春日井市議会定例会に次の議案の提出を予定しているので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

- 1 令和7年度春日井市一般会計補正予算（第4号）（教育に関する事務に係る部分に限る。）
- 2 春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例を廃止する条例について

連絡先 総務部総務課 行政担当 下方、松尾、野村

電話(0568)85-6068

1 令和7年度補正予算の概要

<一般会計>

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
10 教 育 費 595,800	校舎等小工事（小学校） 坂下小学校外12校理科室等空調設備設置工事	595,800
合 計 595,800	財源内訳 国庫支出金 繰入金 財政調整基金繰入金 市債	27,382 142,118 426,300

2 春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例を廃止する条例について

- 1 郷土館を廃止するもの
- 2 施行日 令和8年4月1日

議題2 春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則について

春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例の廃止に伴い、春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例施行規則を廃止するもの。また、春日井市教育委員会事務局等組織規則の規定を整備するもの。

春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則

春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例施行規則（昭和48年春日井市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部改正）
- 2 春日井市教育委員会事務局等組織規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第3条の表文化財課の項中第5号を削る。

春日井市教育委員会事務局等組織規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現 行	改正案
文化財課 (1) 文化財の保護及びその啓発に関すること。 (2) 文化財の調査、研究及び保存に関すること。 (3) 文化財保護審議会に関すること。 (4) 伝統芸能の保存及び育成に関すること。 (5) <u>郷土館に関すること。</u>	文化財課 (1) 文化財の保護及びその啓発に関すること。 (2) 文化財の調査、研究及び保存に関すること。 (3) 文化財保護審議会に関すること。 (4) 伝統芸能の保存及び育成に関すること。

議題3 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について

令和7年7月18日付7尾教第1134号で愛知県教育委員会尾張教育事務所から依頼のあったことについて別紙（案）のとおり、教科用図書採択地区の見直しを希望しないこととし、回答する。

(別 紙)



教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認調査票

(尾張東部 採択地区)

春日井市 教育委員会

☒ ア 教科用図書採択地区の見直しを希望しない

イ 教科用図書採択地区の見直しを希望する

(注)

- ・ ア、イいずれかに○を付すこと。
- ・ イを選択した場合は、下欄にその理由、現時点での見直し案を記すこと。

(理由等)

--

〔連絡先〕

市町村 春日井市

所 属 教育委員会 学校教育課

担当者 城山 祐樹

TEL (0568) 85 - 6444

(別記1)

1 令和6年度の教科用図書採択地区適正規模化検討の実施状況

平成20年度の愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議(以下「会議」という。)において、市町村教育委員会から採択地区の見直し希望がなかった場合には、休会とすることが合意され、教育委員会会議で報告された。

このことを踏まえ、昨年8月に各市町村教育委員会に意向確認を行った。結果として採択地区の見直しに至らなかったため、平成20年度の合意に基づき休会とし、令和7年度の教科用図書の採択については現行の採択地区の規模を維持することとした。

2 今後の対応

採択地区の見直しを行う場合、見直し後のいずれの採択地区においても教科用図書の調査研究(調査方法・体制等)が十分可能であり、その質が低下しないこと、法定の採択期限内(8月末)に公正・円滑に採択事務を終えることが最も重要であるので、このことが担保されるという条件の下で協議・調整を図る必要がある。

このため、市町村教育委員会からの採択地区見直しの要望の提出を受け、採択地区内の全ての市町村教育委員会の合意が得られれば、会議での検討を踏まえ、採択地区の見直しを実施することとする。

手 続 順 序	実施時期
① 市町村教育委員会が採択地区の見直し要望を提出 (採択地区の見直し希望がなかった場合は、以下の手続は行わない)	7～8月
② 見直し要望を提出した市町村の属する採択地区構成市町村教育委員会等で協議・調整の上、見直し素案を作成し県へ提示	9～10月
③ 県が採択地区協議会等からヒアリング(関係市町村教育委員会の意思確認及び調査・採択協議等の実務上の支障の存否確認)	10～11月
④ 教科用図書採択地区適正規模化検討会議	12月
⑤ 県教育委員会は見直しが妥当と判断した場合、見直し案を作成	1月
⑥ 法に基づき関係市町村教育委員会に対し意見聴取(法12条2項)	1月
⑦ 告示(県公報登載)(法12条3項)	2月
⑧ 文部科学省へ報告(法12条3項)	2月

注:表中の「法」は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」をいう。

(別記2)

採択地区適正規模化に当たり留意すべき事項

1 共同採択制度の趣旨

教科用図書の共同採択制度については、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」により、その方法が規定されており、公立小中学校の教科用図書の採択権限は市町村教育委員会にあるが、採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択することが義務付けられている。

当該制度は、教科用図書の無償措置の実施に際し、法制度化されたものであり、教科用図書の調査研究の便宜の促進や、児童生徒の地域内での転入学の不便の解消、教科書供給の円滑実施などをねらいとして、自然的、経済的、文化的条件を考慮してその地域内で同一の教科用図書を使用することが適当と考えられる地域を県教育委員会が採択地区として設定しているものである。

この制度の下で、教科用図書の研究・協議のための組織として採択地区協議会を設置し、各市町村から委員、研究員が参加して調査・協議を行っている。

2 採択地区適正規模化の要請

採択地区の適正規模化については、文部科学省から採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めるよう通知がなされており、また、国の各種審議会等においても言及されているが、その骨子は概ね次のとおりである。

- (1) 採択地区の設定は、自治事務であり、地方分権の趣旨を踏まえ、住民にとってより身近な存在である構成市町村の教育委員会の意向が採択教科書の決定により的確に反映されるべきであること。
- (2) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更にあたっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握する必要があること。
- (3) それぞれの地域において最も適した教科書は何かという観点に立って、教科書内容の綿密な調査研究を行い、これに基づき採択権者がより一層の自覚と責任をもって採択に当たるべきこと。

3 採択地区見直しの希望があった場合の県教育委員会の考え方

- (1) 市町村教育委員会から現行の採択地区を見直すよう希望があった場合は、見直し後の採択地区において適切な採択事務の実施が確保できるかどうか問題であり、現行の採択地区協議会構成市町村教育委員会において、事前に十分検討する必要がある。

採択地区の変更に伴い、たとえば単独採択することとなる当該市町村教育委員会と、その市町村教育委員会を除いた採択地区内に残る市町村教育委員会とがいずれも教科用図書の調査研究(調査方法・体制等)が十分可能でありその質が低下しないこと、法定の採択期限内(8月末)に公正・円滑に採択事務を終えることが最も重要である。

これらの観点で問題がないと判断できれば、その意向を尊重して採択地区の変更を行うのが適当と考えている。

- (2) 現行の採択地区をさらに細分化した場合、一般的に次のような問題点の生じる可能性があることが挙げられている。

- ① 採択地区を越えた合同調査を行うなどの措置をとらない場合、教科書研究員の人材確保が困難となり、調査研究事務に支障が生じるおそれがあること。
- ② 教職員の異動により異なる教科書を使用する負担、児童生徒の転入に伴う無償教科用図書事務の煩雑化など学校運営等に支障が生じるおそれがあること。
- ③ 教科書発行者の過大な宣伝行為誘発により採択公正が妨げられるおそれがあること。
- ④ 経営基盤の強固でない教科書発行者が撤退し、寡占化により多様な教科書の出現が妨げられるおそれがあること。

4 今後の予定

平成20年度の愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議(以下「会議」という。)において、平成21年度以降各市町村教育委員会への意向調査において採択地区の見直しの希望がなかった場合には、休会とすることについて合意を得ている。このため、令和7年度についても、見直しの希望がなかった場合は、休会とする。

見直しの希望があった場合は、採択地区協議会構成市町村教育委員会で協議・調整の上、見直し素案を作成し、県教育委員会に提出する。その後、県教育委員会は、採択地区協議会構成市町村教育委員会の意思及び調査研究・採択協議等の実務上の支障の存否等を確認し、会議を開催し検討を行う。

会議での検討結果を踏まえ、県教育委員会は「採択地区見直し案」を作成し、必要な手続きを行い、適正規模化を図る。

議題 4 全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて

令和 7 年 4 月 17 日に実施した、全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いを次のとおりとする。

- 1 教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）の結果は、分析結果及び今後の取組みを公表し、平均正答数や平均正答率などの数値は公表しない。
- 2 質問紙調査の結果は、分析結果を公表し、平均や割合などの数値は公表することがある。

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果（概要）のポイント

令和7年7月
文部科学省・国立教育政策研究所

令和7年度全国学力・学習状況調査の概要

調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

全国的な児童生徒の学力や
学習状況を把握・分析し、
教育施策の成果と課題を検証
その改善を図る

学校における児童生徒への
学習指導の充実や
学習状況の改善等に
役立てる

そのような取組を通じて、
教育に関する継続的な
検証改善サイクルを
確立する

要 概 查 調

調査実施日

令和7年4月14日(月)~17日(木)

調查對象

①児童生徒：小学校6年生、中学校3年生

②学校：小学校等（約19,000校）、中学校等（約10,000校）

調查事項

①児童生徒：教科調査（国語、算数・数学、理科）／質問調査
②学 校：質問調査

調查問題

・学習指導要領で育成を目指す、知識及び技能や思考力、判断力、表現力等を問う問題を出題。「主眼的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善のメッセージを発信。

今年度の調査の特徴

- ・ CBT調査の導入（中学校理科）
- ・ 生徒質問でのランダム方式の試行
- ・ 結果公表の内容、スケジュールの改善

全国（国公私）の
平均正答数（率）
平均IRTSコア

小学校				中学校							
国語		算数		理科		国語		数学		理科	
9.4/14 問 (67.0%)		9.3/16 問 (58.2%)		9.7/17 問 (57.3%)		7.6/14 問 (54.6%)		7.3/15 問 (48.8%)		505	
男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
63.1%	70.9%	59.0%	57.3%	55.8%	58.8%	52.0%	57.4%	49.1%	48.6%	503	508

教科に関する調査結果のポイントは2・3・4

- 目的に応じて、文章と図表などを結び付け、必要に応じて必要な情報を見付け、必要に応じて引き続き課題が見られた。
 - 自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にして書くことに課題が見られた。
- 文章を読む目的を明確にして必要な情報を捉えること、伝えたいことの根拠を明確にして書くことを意識させることが重要。

小學校國語
大問3三(2)

題
目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見付けることができるかどうかをみる問題

中學校國語
水間 昭

自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確に
して書くことができるかどうかをみる問題

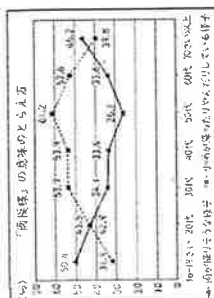
[illegible]

(注)紙面の関係で
資料1～4は一
部分のみ掲載し
ている。

〔資料2〕

[illegible]

【材料4】



《金瓶梅》卷之四十一

【資料一】

言葉は、年月とともに変化していくものです。かつて規範的であると考えられていた言葉の形や意味が、現代においては通用しなくなっていたり、使い方が変わっていたりする場合は少なくありません。

条件①納得したことを【資料1】から言葉や文
を取り上げて書くこ
と。

条件②納得した理由を【資料2】、【資料3】、【資料4】の中から選び、言葉や文を取り上げて書くこと。

言葉は年月とともに変化するということになりました。なぜなら、「新しい」という言葉が、奈良時代には「あらたし」と言われていたように、時代とともに言葉の形が変わることがあります。

課答例
言葉の広がりや深さにも、ふれていただきたいということになつとくしました。これからも言葉を大切にしたいと思います。



獲得したことは認めたが、納税した理由を徴収の資料から取り上げ、「課税は」 冬場の寒さを述べたかった旨を言っていた（「 総部分 」）。

正答率
31.2%

昨年の来場者から、どうやって作品を作ったのか知りたく
なつたという感想をもらいました。そこで、今年は中学生が作
品について説明します。気になる作品があったら、ぜひ中学生
に質問してください。

誤答例

今年の美術展では、中学生が作品について説明します。昨年参加した小学生の感想に、いろいろな作品が展示されていて楽しかったという声がありました。



伝えたい事柄とその根拠を適切に結びつけながら、自分の考えが、
 与えられた文脈にならざることを著しく、また、問題が起る生後児のいた。

2 教科に関する調査結果 (算数・数学)

R7

※ ☐ 内の数字は相関係数

- 数直線上の分数を捉えることや、百分率を倍を使って捉え直し表現することに課題が見られた。
- あらかじめ書かれている図形の証明を評価・改善することに課題が見られた。

→ 基準となる数を見いだし数量の関係を捉えさせることや、数学的な用語や表現について知識の習得と習得した知識を活用する活動を行き来しながら理解を深めていくことが重要。

小学校算数 大問3 (3)

数直線上で、1の目盛りに着目し、分数を単位分数の幾つ分として捉えることができるかどうかをみる問題



正答	ア: $\frac{1}{3}$ イ: $\frac{5}{3}$ 又は $1\frac{2}{3}$
正答率	35.4%
誤答例	イを $\frac{5}{6}$ 又は $\frac{2}{3}$ と解答

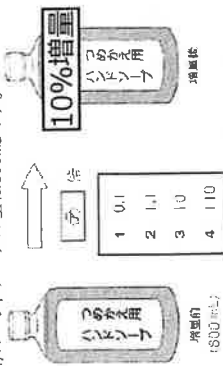
数直線上に示された1より大きい数を、1より大きい分数として捉えて表すことができているか、児童がいた。

※ 分母の異なる分数の足し算 ($\frac{1}{2} + \frac{1}{3}$) はできている (正答率81.5%)

「10%増量」の意味を解釈し、「増加後の量」が「増加前の量」の何倍になっているかを表すことができるかどうかをみる問題

小学校算数 大問4 (4)

広告には、つめかえ用のハンドソープが「10%増量」と書かれています。増量前のつめかえ用のハンドソープの量は800mlです。



増量後のハンドソープの量は、増量前のハンドソープの量の何倍ですか。(選択肢式)

10%増量のつめかえ用のハンドソープの内容量が、増量前の何倍かを選択する。

正答	1.1倍
正答率	41.3%
誤答例	0.1倍 10倍



「10%増量」とは、増加前の量の1.1倍になっていることだと解釈できていない児童がいた。

中学校数学 大問9 (2)

統合的・発展的に考え、条件を変えた場合について、証明を評価・改善することができるかをみる問題

(2) 次の図2のように、平行四辺形ABCDの辺CB、ADを延長した直線上に、BE=DFとなる点E、Fをそれぞれとって、四角形AECFは平行四辺形になります。このことは、前ページの証明1の一部分を書き直すことで証明できます。書き直すことが必要な部分を、下のアからオまでの中から1つ選び、正しく書き直さない。

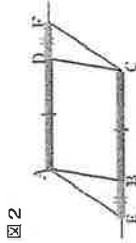


図2

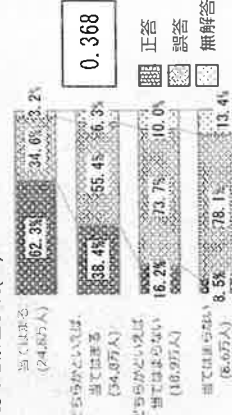
ア	平行四辺形ABCDの辺CB、ADを延長した直線上に、BE=DFとなる点E、Fをそれぞれとって、四角形AECFは平行四辺形になります。このことは、前ページの証明1の一部分を書き直すことで証明できます。書き直すことが必要な部分を、下のアからオまでの中から1つ選び、正しく書き直さない。
イ	平行四辺形ABCDの辺CB、ADを延長した直線上に、BE=DFとなる点E、Fをそれぞれとって、四角形AECFは平行四辺形になります。このことは、前ページの証明1の一部分を書き直すことで証明できます。書き直すことが必要な部分を、下のアからオまでの中から1つ選び、正しく書き直さない。
ウ	平行四辺形ABCDの辺CB、ADを延長した直線上に、BE=DFとなる点E、Fをそれぞれとって、四角形AECFは平行四辺形になります。このことは、前ページの証明1の一部分を書き直すことで証明できます。書き直すことが必要な部分を、下のアからオまでの中から1つ選び、正しく書き直さない。
エ	平行四辺形ABCDの辺CB、ADを延長した直線上に、BE=DFとなる点E、Fをそれぞれとって、四角形AECFは平行四辺形になります。このことは、前ページの証明1の一部分を書き直すことで証明できます。書き直すことが必要な部分を、下のアからオまでの中から1つ選び、正しく書き直さない。
オ	平行四辺形ABCDの辺CB、ADを延長した直線上に、BE=DFとなる点E、Fをそれぞれとって、四角形AECFは平行四辺形になります。このことは、前ページの証明1の一部分を書き直すことで証明できます。書き直すことが必要な部分を、下のアからオまでの中から1つ選び、正しく書き直さない。



既に書かれている証明が適切かどうかを評価できない生徒がいた。

クロス分析

生徒質問調査 (59) 「文字式を用いた説明や図形の証明を読んで、書かれていることを理解することができずか」の各選択肢を選んだ生徒の本設問における解答状況(%)



この設問に否定的に回答したグループの方が、大問9 (2) の正答率が低く、理解率も低い。

正答例	誤っている部分 : エ (誤) $AD - DF = BC - BE$ (正) $AD + DF = BC + BE$
正答率	37.0%
誤答例	・ エを選択したが、書き直しについては無解答 ・ 誤っている部分としてア・イ・ウを選択

2 教科に関する調査結果 (理科)

R7

※ □ 内の数字は相関係数

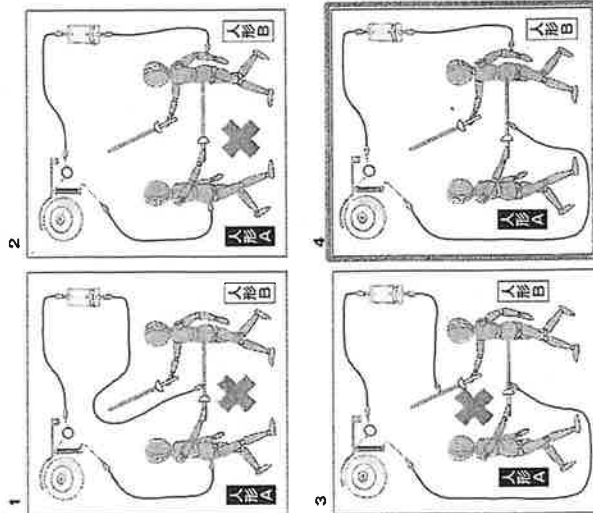
- 電気が通る回路を実際の生活の中でつくることに関する理解に課題が見られた。
- 化学変化を原子や分子のモデルで表すことに課題が見られた。

→ 問題解決や科学的な探究のプロセスを通して、学習を通して身に付けた知識を活用することができるような指導の充実が重要。

小学校理科
大問 2 (2)

電気の回路のつくり方について、実験の方法を発想し、表現することができるとは、表現できるかどうかをみる問題

電気を通す物 (グレー) と通さない物 (白) でできたフエニングの人形について、人形Aの剣を人形Bに当てたときだけ、ベルが鳴る回路を選ぶ。



正答
正答率 43.1%



電気が通る回路のつくり方に関し、理解が深まり、表現できていない児童がいた。

中学校理科
大問 5 (2)



ドライアイスを使用して二酸化炭素中でマグネシウムを燃焼させる実験動画

二酸化炭素の中でマグネシウムが燃焼する際の化学反応について、原子や分子のモデルで表す

正答例

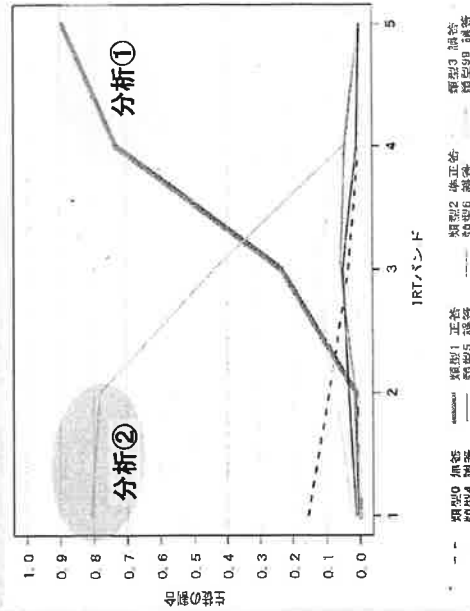
正答率 35.8%

誤答例



化学変化で生じている反応について十分に理解していない生徒がいた。

G-P分析図(Good-Poor Analysis)



分析① : IRTバンド4、5に属する7割強の生徒は、正答

分析② : IRTバンド1、2に属する8割以上の生徒、IRTバンド3に属する約4割の生徒が、解答類型99 (反応する物質と生成してできた物質が何かを整理できていない)



IRTバンド3以下に属する生徒には、まずは「何が反応して、何が生成したのか」を整理できるような指導の改善が必要である。

3 質問調査結果（児童生徒、学校）①

R7

※掲載している割合を示すグラフはその他、無回答を除いているため、合計しても100%に満たない場合があります。

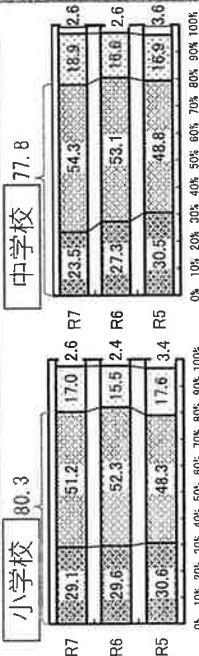
※ 内の数字は相関係数

学習指導要領の趣旨を踏まえた取組

- ◆ 昨年度までと同様、約80%の児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」に取り組んだと考えている。

課題の解決に向けて自分から取り組んだ

当てはまる ☒ どちらかといえば、当てはまる ☐ 当てはまらない ☐ どちらかといえば、当てはまらない ☐ 当てはまらない ☐

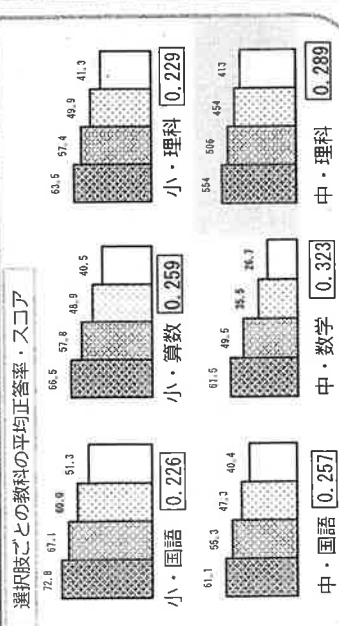


- ◆ 「主体的・対話的で深い学び」に取り組んだと考える児童生徒ほど、各教科の正答率・スコアが高い傾向。

児童生徒質問「課題の解決に向けて自分から取り組んだ」の選択肢ごとの教科の正答率・スコア

課題の解決に向けて自分から取り組んだ

当てはまる ☒ どちらかといえば、当てはまる ☐ 当てはまらない ☐ どちらかといえば、当てはまらない ☐ 当てはまらない ☐



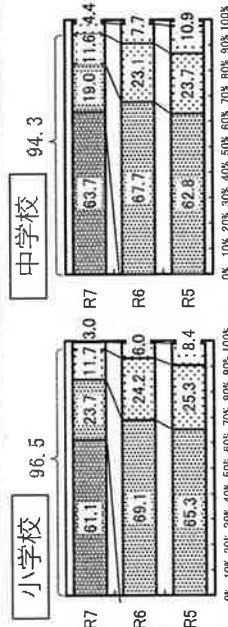
※「課題の解決に向けて自分から取り組んだ」以外の「主体的・対話的で深い学び」に関する回答でも同様の傾向。

ICT機器の活用

- ◆ ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は、小学校97%、中学校94%。

【学校】タブレットなどのICT機器を使用した頻度

ほぼ毎日（1日に複数の授業で活用） ☒ ほぼ毎日（1日に1回くらいの授業） ☐ 週3回以上 ☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 月1回未満 ☐

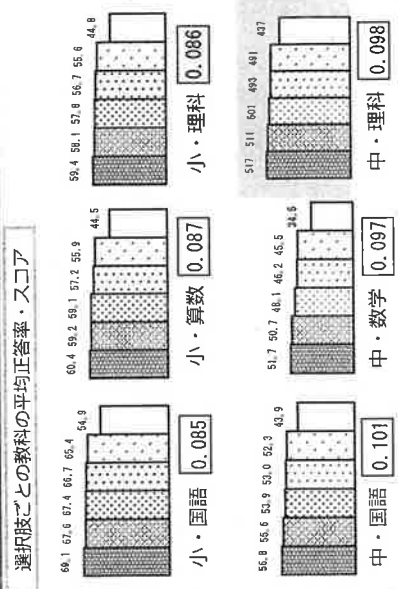


- ◆ ICT機器を使用する頻度と各教科の正答率・スコアとの間に、一定の関係が見られる。

児童生徒質問「PC・タブレットなどのICT機器を使用した頻度」の選択肢ごとの教科の正答率・スコア

【児童生徒】タブレットなどのICT機器を使用した頻度

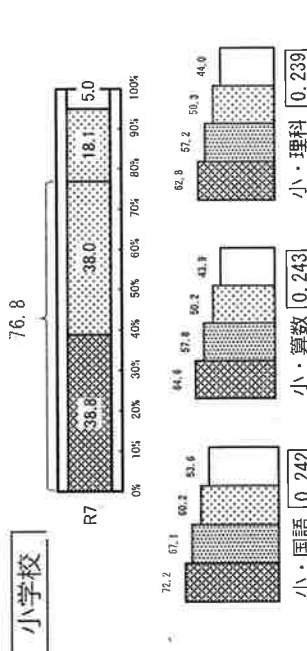
ほぼ毎日（1日に複数の授業で活用） ☒ ほぼ毎日（1日に1回くらいの授業） ☐ 週3回以上 ☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 月1回未満 ☐



- ◆ ICT機器を活用する自信がある児童生徒ほど、各教科の正答率・スコアが高い傾向。

学校のプレゼンテーション（発表のスタイル）を作成できる

とても思う ☒ そう思う ☐ あまりそう思わない ☐ そう思わない ☐

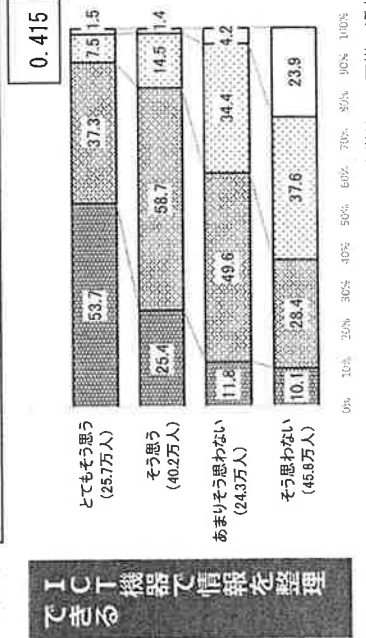


※中学校でも同様の傾向。

- ◆ ICT機器を活用する自信がある児童生徒ほど、探究的な学びに取り組んだと回答している。

【児童生徒】学んだことを生かしながら考えをまとめた

当てはまる ☒ どちらかといえば、当てはまる ☐ 当てはまらない ☐ どちらかといえば、当てはまらない ☐ 当てはまらない ☐



※中学校でも同様の傾向。

3 質問調査結果 (児童生徒、学校) ②

R7

※ ☐ 内の数字は相関係数

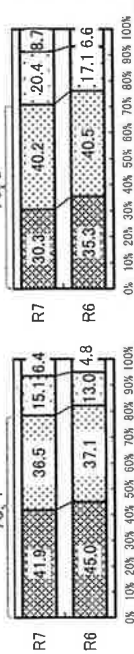
各教科への興味・関心、理解度

「授業の内容がよく分かる」児童生徒は各教科の正答率・スコアが高い傾向が見られるが、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合が全教科で前回調査から減少。

授業の内容がよく分かる

当てはまる ☐ どちらかといえば、当てはまる ☐ 当てはまらない ☐ どちらかといえば、当てはまらない ☐ 当てはまらない ☐

小・算数 78.4 ※国語、理科でも同様の傾向。
中・数学 70.5 ※国語、理科でも同様の傾向。

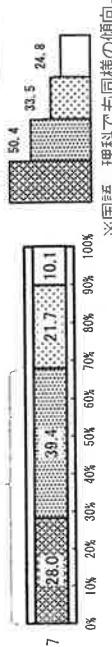


文字式を用いた説明や図形の証明を読んでも、書かれていることを理解できる生徒は67%。

文字式を用いた説明や図形の証明を読んでも、書かれていることを理解することができる (新規)

当てはまる ☐ どちらかといえば、当てはまる ☐ 当てはまらない ☐ どちらかといえば、当てはまらない ☐

中学校 67.4 中・数学 0.511



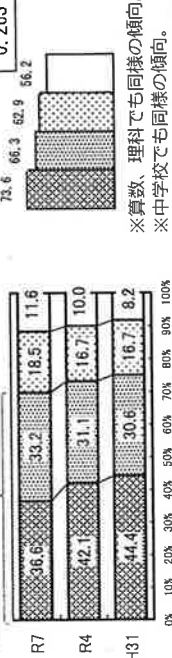
※国語、理科でも同様の傾向。

読書が好きなきな児童生徒の割合が減少傾向。

読書は好きですか

当てはまる ☐ どちらかといえば、当てはまる ☐ 当てはまらない ☐ どちらかといえば、当てはまらない ☐

小学校 69.8 小・国語 0.263



※算数、理科でも同様の傾向。

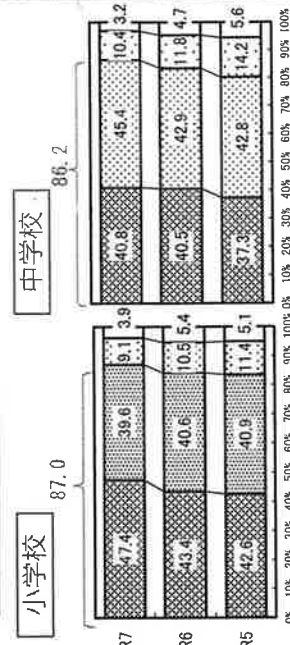
※中学校でも同様の傾向。

ウェルビーイング

「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒は85%以上で、微増。

自分には、よいところがあると思う

当てはまる ☐ どちらかといえば、当てはまる ☐ 当てはまらない ☐ どちらかといえば、当てはまらない ☐

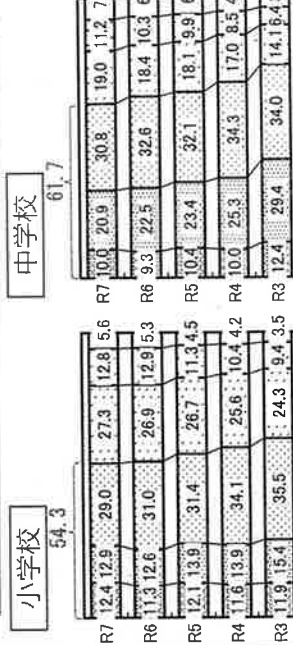


学校外での過ごし方

学校の授業時間以外での勉強時間は、小・中学生と令和3年度以降、平日、休日いずれも減少傾向。

平日の勉強時間 (学習塾で勉強している時間を含む)

3時間以上 ☐ 2時間以上、3時間より少ない ☐ 1時間以上、2時間より少ない ☐ 30分以上、1時間より少ない ☐ 30分より少ない ☐ 全くしない ☐



1 学習指導要領の着実な実施・改訂に向けた検討

- 主眼的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
 - ・ 学習指導要領の趣旨・内容の周知・徹底のため、全国の都道府県教育委員会の指導主事を対象とした協議会を実施。
 - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた全国の授業づくりの好事例の収集・分析を行い、サポートマガジン「みるみる」として公表。引き続き、事例の普及に取り組む。
- 指導改善に資する情報提供等（国立教育政策研究所）
 - ・ 報告書（授業アイディア例を含む）を作成し、国立教育政策研究所のWebサイトに掲載（教育委員会や学校等で学習指導の改善・充実を図る際に活用）。
 - ・ IRTに基づく結果の活用方法について発信。児童生徒の理解の状況に応じた指導について、報告書で解説。
 - ・ 全国説明会（各教育委員会、教員養成大学等対象）を開催し、学習指導の改善・充実のポイントを解説（令和7年8月20日・21日オンライン開催）。
 - ・ オンラインなども活用しながら、学力調査官等による教育委員会や学校への指導・助言を実施。

○ 学習指導の充実

- ・ 今更なる活用に向けた課題の解決に資するデジタル技術の活用方法について発信を実施。
- ・ 算数・数学について、調査結果で明らかとなった課題を踏まえ、効果的な指導法の開発・普及を行うとともに、全国の教員向けにオンラインセミナーを開催。
- ・ 小学生等に学校外での自身の興味・関心に沿った楽しく利用できる学習コンテンツについて周知（「たのしくまなび隊」など）
- 次期学習指導要領に向けた中央教育審議会における検討
 - ・ 経済的に困難な背景のある子供たちを含め、子供たち一人一人が必要な資質・能力を育成できるよう、各教科等の改善や柔軟な教育課程編成の在り方について、次期学習指導要領に向けた検討を行う。

2 GIGAスクール構想の更なる取組の推進

- 学校のICT環境整備の推進
 - ・ 更なる活用に向け、共同調達スキームの下での端末の着実な更新や、学校におけるネットワーク環境の改善等を推進。
- 学校のICT環境を活用した取組
 - ・ リーディングDXスクール事業における効果的な実践例の創出・モデル化。
 - ・ 学校種別の授業動画など、切れ目のない研修コンテンツの提供。
 - ・ GIGA StuDx推進チームによる研修の実施、自治体の課題に応じた支援の提案。
 - ・ 学校DX戦略アドバイザーによる相談体制の構築、支援。

3 児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ・ 道徳教育や特別活動、体験活動、生徒指導など学校教育活動全体を通じて児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組を推進。
- ・ 読書の推進について、発達段階に応じた読書活動の先導的なモデル事業や、学校等における子供の読書活動を推進するための優れた取組の表彰を実施。

4 支援を必要とする児童生徒の支援策の充実

- ・ 実施後アンケートの回答結果を基に、不登校児童生徒、障害のある児童生徒、外国人児童生徒等の解答（回答）を全国レベルで集計し、支援の充実につなげる形で活用。
- ・ 1人1台端末を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見・支援を推進するとともに、ICTを活用した学習も含め、不登校児童生徒が行った学習の成果を成績に反映することができ、そのことを法令上明確化。

5 教師を取り巻く環境整備

○ 指導体制の充実

- ・ 中学校35人学級化（令和8年度から）や、小学校高学年及び中学年での教科担任制の拡充、中学校生徒指導担当教師の配置拡充、貧困など個々の学校が抱える課題への対応等、学校の指導・運営体制の充実。
- ・ 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するため、教師人材の質の向上と入職経路の幅員の観点から、教師の養成・採用・研修における必要な改革について、中央教育審議会の審議の中で検討。
- 子供と向き合う時間の確保
 - ・ 教師が教師でなければできない仕事に集中することができるよう、学校における働き方改革の更なる加速化や、教員業務支援員などの支援スタッフの配置充実。
 - ・ コミュニティ・スクールを活用した働き方改革に係る取組の充実。
- 校務DXの推進
 - ・ 教職員の事務負担の軽減や効率的で柔軟な働き方の実現、データ活用・データ連携等を通じて教育活動の高度化に向けて、次世代校務DX環境の整備への支援を加速。

6 調査結果の活用、次回以降の調査の検討

○ 調査の高度化に向けた検討

- ・ CBTを着実に導入し、調査の高度化、きめ細かな分析・返却を実現。
- ・ 結果返却の更なる早期化を検討。
- 集計結果データの貸与
 - ・ 大学等の研究者による多様な学術研究の分析等を促進するため、個票データ等の貸与を実施。

令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

（令和 6 年 12 月 23 日付け文部科学事務次官決定）

7. 調査結果の取扱い

（4）調査結果の活用

- ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。
- （ア）各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。
- （イ）各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。
- （ウ）各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
- （エ）文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
- （ア）文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
- （イ）各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- （ウ）各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
- ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手段等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
 - ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
 - ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。
- (オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれ教育委員会の判断に委ねられること。
- イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い
- (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
 - (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施等

- ア 各教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
- イ 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(2) 個人情報の保護等

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

議題5 教職員等の処分について

報告1 学校の適正規模等に関するアンケート結果について